

令和5年5月10日

公立小中学校保護者のみなさまへ

泉佐野市教育委員会

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について（お知らせ）

平素は、本市の教育にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記について、文部科学省事務連絡及び大阪府教育庁通知等を踏まえ、以下のとおりとさせていただきますのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、学校教育活動の継続を前提としたうえで感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を、引き続き講じていくことが重要です。その際、感染症対策を講じたとしても感染リスクはゼロにはならないということを理解したうえで、感染者が確認された場合には適切に対処することができるよう、各校において、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門家と連携し、保健管理体制を構築してまいりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

### 【5類移行後の主な内容】

◆濃厚接触者：特定は行われない

◆出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快（※）した後1日を経過するまで

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

◆臨時休業：罹患者（新型コロナウイルス感染症や類似症状による者）欠席率約15%を基準  
とし、学校が市教育委員会へ連絡のうえ、学校医と協議して、学級閉鎖等を実施

### 【平時】

◆平時から求められる主な感染症対策

健康観察	・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養 ・児童生徒の健康状態を継続的に把握（毎日の体温チェック・提出等は不要）
換気の確保	・気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気
手洗い等の手指衛生	・外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗い
清掃・消毒	・一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要 (清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要)

※感染流行時には、別途注意喚起を行う場合があります。

### 【陽性者が確認された場合の対応】

◆感染状況に応じて機動的に講ずべき措置

出席停止	・感染が判明した児童生徒 →出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなどして学びの保障に努める ・感染不安で休ませたいと相談のあった児童生徒 →事情をよく聞きとるとともに学校の考え方を説明して理解を得るよう努める →次にあげるような場合（※）に、複数の学級閉鎖を実施しているなど、学年に感染拡大が見受けられる状況において、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」と扱うことができる ※同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、隔離して生活ができないなど他に手段がない場合、合理的な理由があると判断した場合 ※医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきないと判断した場合
------	---